



# 事務所だより 8月号

西田成希税理士事務所

残炎の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

毎日暑いですね。お伺いするときは、いつも汗だくで皆様に暑苦しい思いをさせています。すみません m(\_\_)m。

今月もテニスの記事です。7月もテニスの試合が3回ありました。テニス漬です。深漬けになってしまっただけです(>\_<)。

そのうちの1試合、同世代でチームを作って団体戦に参加してきました。その団体戦、賞品が「メロン」です。3位までに入ればメロンがもらえます。どのチームも「何としてもメロンを持って帰る」と真剣そのもの。「メロン持って帰らないと怒られるから(T\_T)、負けたらスーパーに寄るわ…」と言ってる人もいました。

結果、我がチームは、どうだったかというと…。みんなの頑張りのおかげで、ナント3位入賞!!!メロンgetです(^)v。いやあ団体戦っていいですね。負けても他の人が勝てば、おこぼれに預かれます(^\_-)-☆

4日後が食べ頃ということで、すぐに食べたいところを少し我慢。待ちに待った4日後、家族でいただきました。美味しかったです!これで、テニスばかりしているのを許してもらえるでしょうか(^;)。

8月は、テニスはお休みです。さすがにこの暑さ、倒れます。少し時間ができるので、溜まった仕事や家の片づけをします。皆様はお盆休み、何か予定されていますか?たまにはリフレッシュしてください。でも、体調にはくれぐれもご自愛くださいね。

では、事務所だより8月号をお送りします。良い夏をお過ごしください。

メロンの田舎に帰りに嬉しかったです。



久しぶりにテニスをしている写真を撮ってもらいました。自分ではもっと躍動感あるプレーをしていると思っていたんですが…。ショックです(;▽;)



「いなみのメロン」getです!  
「瓜」以外のメロンを食べることができます(^v;)。しかし、みんなオッサンですね。

## ☆ お知らせ (平成 29 年 8 月の 税務)

| 期 限      | 項 目  |
|----------|--|
| 8 月 10 日 | 7 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  |
| 8 月 31 日 | 6 月決算法人の確定申告<br>< 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 >                                   |
|          | 3 月、6 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<br>< 消費税・地方消費税 >                           |
|          | 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<br>< 消費税・地方消費税 >   |
|          | 12 月決算法人の中間申告<br>< 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 > (半期分)                                     |
|          | 消費税の年税額が 400 万円超の 3 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの中間申告<br>< 消費税・地方消費税 >                    |
|          | 消費税の年税額が 4,800 万円超の 5 月、6 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告 (4 月決算法人は 2 ヶ月分)<br>< 消費税・地方消費税 > |
|          | 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告   |
|          | 個人事業税の納付 (第 1 期分)  |
|          | 個人の道府県民税及び市町村民税の納付 (第 2 期分)  |

## ☆ i D e C o の再確認

### ◆ 今年になって大盛り上がり

i D e C o (イデコ) は「個人型確定拠出年金」の愛称です。確定拠出年金とは、読んで字の如く拠出金が事前に確定され、運用結果に応じて給付額が事後に決定される年金制度です。実は制度ができたのは 2001 年、今から 16 年も前の話です。今年になって目にするようになったのは、改正によって加入できる人が増えたからです。

### ◆ 器は国、中身は金融機関

i D e C o で拠出したお金は所得税・住民税の所得控除の対象になります。これは、所得税の計算の中で「必要経費」的な扱いができるということです。まず入口(拠出した時点)で節税できるので、これだけでも結構なメリットと言えるでしょう。今回の改正で専業主婦も加入できるようにはなったのですが、専業主婦ですので、所得税や住民税を払っていない方になりますので、このメリットは受けられません。ご主人が専業主婦の拠出金を払っていても、控除

は受けられませんのでご注意ください。

拠出した金額は、本人がどのような形で運用するか決めます（例えば投資信託）。拠出したお金は、「年金」としての拠出なので、原則 60 歳までは引き出せません。このように長期で資産形成しようとするシステムです。運用次第では拠出した額よりも多い額を受け取ることができません。この受け取った金額は、退職所得扱いか年金所得扱い（投資案件や諸条件によって選択できない場合もあります）となります。他の退職所得や年金所得によって、受給時期や受給方法を調整する必要がありますが、多くの場合、出口（受取り時点）でも税の恩恵が受けられません。

一番の考えどころは「運用」の部分です。控除や課税については国がルールを決めています。個人が確定拠出年金の運用をお願いする先は、証券会社や銀行等になります。個人投資とは違い、運用益は非課税となりますが、元本保証型のような堅実な投資案件でも、運用管理手数料・口座管理料等諸経費がかかる場合があります。また、投資内容によっては元本割れを起こす可能性もあるので、契約内容をよく吟味する必要があります。

また、「毎月定額の支出」になること、「60 歳を超えないと受け取りができない」事も、念頭に置かなければなりません。長期間のライフプランを組み立てる必要があります。

#### ◆ 加入者が死亡したらどうなる？

i D e C o 加入者が死亡した場合は、死亡退職金の扱いとなりますので、遺族が支払を受ける事になります。相続税の対象になりますが、非課税枠もあります。

#### ☆ 相続は財産だけではありません

#### ◆ 相続債務にはご注意ください

被相続人が亡くなって相続が開始されると、相続人が集まって遺産分割協議を行います。遺産分割協議で相続財産の分割を受けなくとも、相続債務は引き受けなければなりません。

どういうことかと言うと、両親と子供一人の家族で、アパートを所有していた父が亡くなり、母がその後の生活のためにアパートを相続したようなケースで、アパート建設のための借金が残っていた場合、銀行はその借金の返済についてアパートを相続しなかった子供にも請求できます。

債権者は、相続人が勝手に決めた遺産分割協議に拘束されることはなく、相続人全員に法定相続分に応じた分割債務を請求できるのです。

そうならないためには債権者である銀行等に承認を得ておく必要があります。

遺産分割協議書は、相続人の間では有効ですが、債権者には意味がない、というものなので、

#### ◆ 心配な場合は相続放棄を

相続財産を受け取らず、相続債務に不安があるときは家庭裁判所に申立てをして相続放棄を受けることができます。

相続放棄を受ければ被相続人の債務に関する追及はありません。

相続放棄は自己のために相続があったことを知ってから 3 ヶ月以内に家庭裁判所に申立てしなければなりません。

「知ってから」というのは、相続人といえども疎遠な場合もあるので、知らないうちに相続債務の請求を受けない為の措置です。

#### ◆ 相続とは権利と義務を引き受けます

相続では財産等権利だけでなく、債務等の義務も相続するのです。

遺産分割協議をおこなう時は財産の分け方ばかりに目が行きがちですが、相続放棄をしないのであれば、債務の引き受け方もきちんと取り決め、債権者の承認を得ておく必要があります。

#### ☆ マルサが暴いた脱税総額 161 億円

国税庁によると、脱税のうちでも特に悪質なものを対象とする「査察調査」があげた 2016 年度の脱税額は総額で 161 億円でした。査察調査のことを「マルサ」と言います。映画『マルサの女』で有名になりましたよね。このマルサ、着手件数では前年を下回ったものの、マルサの“成果”となる告発率は直近 3 年間でも飛び抜け、7 割に迫る数字となっています。

告発した事案 1 件当たりの脱税額は 9600 万円。脱税によって得られた資金は、現金、預貯金、有価証券、FX 取引の証拠金として溜め込まれていた例が多かったそうですが、なかには競走馬の購入資金や愛人への“お手当”に使われていたケースもあったとのこと。

特徴的な事例として紹介されているのは、消費税の免税取引を利用した高級時計輸出会社の脱税スキームです。この会社は在庫を抱える高級腕時計をグループ会社間で還流させ、そのなかに国外にある企業を混ぜることで、消費税の免税取引による不正還付を受けていました。この事案について国税庁は、削除されたパソコンのデータを削除履歴などから逆にたどって完全復元する「デジタルフォレンジックツール」を利用して不正取引の全容を解明したと胸を張っています。

また近年国税が特に力を入れている国外財産の捕捉事例としては、国外に設立した企業に架空の手数料名義で所得を逃し、国外預金や不動産に留保していた事案が紹介されています。この事例では、租税条約に基づく外国税務当局との情報交換制度が解明に役立ったそうです。「パナマ文書」などをきっかけに、各国間の税務当局ネットワークを密にする取り組みは急速に進んでいることから、租税条約を活用した国際事案の発覚は今後増えていくことが予想されます。

もうどこにも隠せませんね (^\_^;)。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号  
電話 090-7490-7396  
FAX 0797-78-6488